

函館市パートナーシップ制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 パートナーシップ制度の導入を検討するに当たり、広く関係者の意見を反映させるため、函館市パートナーシップ制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、パートナーシップ制度について、次に掲げる事項を調査検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 制度の趣旨
- (2) パートナーシップ関係の証明方式
- (3) 制度の対象者および要件
- (4) その他パートナーシップ制度に関連する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体からの推薦による者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、当該制度に係る調査検討が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長各1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務

を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民部市民・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。